

上部団体派遣役員推薦規程

1999年6月1日 制定

(目的)

第1条 本規程は(財)神奈川県スキー連盟(以下SAKという。)の運営を円滑に執行するため上部団体派遣役員、各種専門委員等の選出について定める。

(上部組織)

第2条 この規程で定める上部組織団体とは以下のものをいう。

- (1) (財)神奈川県体育協会(以下県体協という。)
- (2) (財)全日本スキー連盟(以下SAJという。)
- (3) (財)全日本スキー連盟 南関東ブロック協議会(以下南関ブロック会議という。)
- (4) その他理事会で必要と認める団体。

(県体協)

第3条 県体協は以下の通りとする。

(1) 理事

原則としてSAK役員の中から選出し、理事会の議決を経る。

(2) 評議員

原則としてSAK役員の中から選出し、理事会の議決を経る。

(1) 前2項にかかわらず、SAK役員以外の者を推薦する場合は理事会の議決を経て、評議員会に報告しなければならない。

(SAJ役員)

第4条 SAJ役員は以下の通りとする。

(1) 会長、副会長

原則としてSAK役員の中から選出し、理事会の議決を経て南関ブロック会議に推薦する。

(2) ブロック推薦理事、監事

原則としてSAK役員の中から選出し、理事会の議決を経て南関ブロック会議に推薦する。

(3) 会長推薦理事

所属会員の中でSAJ会長より推薦を受けた場合は、SAKはその経緯を掌握し理事会で推薦し、評議員会へ報告する。

(4) 前3項で選出された役員は寄付行為第24条の顧問となることができる。

(5) 評議員(定員2名)

SAK役員で常務理事以上がその任にあたる(原則専務理事、常務理事とする)。

(6) 役員選考委員

SAJ評議委員の中から南関ブロック会議で承認する。SAK理事会はこれを認

める。

(南関ブロック会議)

第5条 構成員は、南関ブロック会議の定めるところのS A K常務理事以上の役員、S A K
選出S A

J評議員、S A J役員及び顧問とする。

(S A J各種専門委員)

第6条 S A J専門委員、ブロック技術員等は以下のとおりとする。

- (1) 教育本部ブロック推薦専門委員はS A K役員、ブロック技術員及び経験者の中から加盟団体の推薦を得て、理事会承認後南関ブロック会議へ推薦する。
- (2) 本部専門委員は加盟団体の推薦を得て、理事会承認後S A Jへ推薦する。
- (3) ブロック技術員は加盟団体の推薦を得て、理事会の承認後南関ブロック会議へ推薦する。
- (4) ブロックデモンストレーターは理事会の承認を得て、南関ブロック会議へ推薦する。
- (5) 競技本部専門委員は加盟団体の推薦を得て、理事会承認後南関ブロック会議へ推薦する。
- (6) その他専門委員(パトロール、障害対策等)は加盟団体の推薦を得て、南関ブロック会議へ推薦する。
- (7) 所属会員の中でS A J会長より推薦要請を受けた場合は、理事会で決定し推薦する。
- (8) その他各種専門員で要請があった場合はその都度理由を明確にし、理事会の承認後必要機関を経由し、必要な手続きをとらなければならない。

(改廃)

第7条 本規程の改廃は、理事会の議決による。